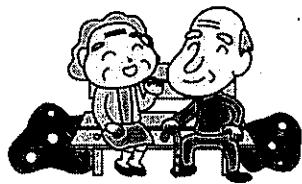


高齢者福祉



◆ 後期高齢者医療制度・・・保険医療課

75歳（一定の障がいがあると認定された方は65歳）以上の方は、『後期高齢者医療制度』に加入し、医療を受けます。

【制度のしくみ】

都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。

対象者 ・・75歳以上の方及び一定の障がいがあると認定された65歳以上の方（後期高齢者医療制度への移行を撤回した方は除く。）

保険証 ・・被保険者には、保険証が1人に1枚交付されます。

保険証には自己負担割合が記載されていますので、医療機関の窓口に提示して下さい。

保険料 ・・被保険者全員が納めます。

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

↓
一人当たり保険料＝均等割額＋（総所得金額等－基礎控除額）×所得割率

※所得の低い世帯の方など、保険料が軽減される場合があります。

自己負担限度額（月額）

負担区分		外来 (個人の限度額)	入院+外来 (世帯の限度額)
現役 並み 所得	III (課税所得 690万円以上)	252,600円+(10割分医療費-842,000円)×1% 〈多数該当 140,100円〉	
	II (課税所得 380万円以上)	167,400円+(10割分医療費-558,000円)×1% 〈多数該当 93,000円〉	
	I (課税所得 145万円以上)	80,100円+(10割分医療費-267,000円)×1% 〈多数該当 44,400円〉	
一般	II	18,000円 または {6,000円+(10割分医療費 -30,000円)×10%}※1 の低い方 〈年間上限 144,000円※2〉	57,600円 〈多数該当 44,400円〉
	I	18,000円 〈年間上限 144,000円※2〉	
住民税 非課税	区分II	8,000円	24,600円
	区分I		15,000円

※1 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

※2 年間(8月から翌7月まで)144,000円を上限とします。

※診療月の12か月以内に世帯の限度額を超え高額療養費の支給が3回以上ある場合、4回目以降は〈多数該当〉となります。

入院時食事の標準負担額 ・・ 入院の場合、食事の一部を負担することになっています。(1食につき460円)
ただし、低所得者に減額制度があります。

給付 ・・ 療養の給付、療養費の支給、高額医療費の支給、葬祭費の支給、健康診査の実施など

(愛知県後期高齢者医療広域連合)

名古屋市東区泉一丁目6番5号(国保会館内)

TEL (052) 955-1227(代)

* 後期高齢者医療は、「愛知県後期高齢者医療広域連合」が運営しますが、窓口業務は、大治町が行いますので、申請や届け出の受付などは、役場福祉部保険医療課が窓口です。

◆ 後期高齢者福祉医療費給付制度 ・・ 保険医療課

後期高齢者医療の一部負担金の支払いが困難で、身体的、環境的に恵まれない方に対して医療保険の自己負担相当額が支給されます。

対象者 ・・ 後期高齢者医療制度の被保険者(低所得のひとり暮らし、ねたきり、認知症、障害者、精神障害者、戦傷病者、母子・父子家庭)



◆ 老人日常生活用具給付等事業・・・長寿支援課

おおむね 65 歳以上の要援護老人及びひとり暮らし老人に対し、日常生活上の便宜を図るため、電磁調理器・火災警報器・自動消火器の給付、老人用電話の貸与が行われています。ただし、収入に応じて一部自己負担が必要です。

◆ 緊急通報装置設置事業・・・長寿支援課

おおむね 65 歳以上の虚弱なひとり暮らしの方並びに重度身体障がい者をかえる高齢者のみの世帯等に、緊急通報用の機器等が貸与されます。

急病や災害などの緊急時に、ボタン一つで海部東部消防署及び協力員（2名）に通報され、連携をもって迅速かつ適切な対応が図られています。ただし、使用している電話回線により、利用できない場合があります。

＜費用負担＞

- ・機器等の設置費用及び保守管理・・・町負担
- ・電話機の基本料金及び通話料・・・借受者の負担



◆ 寝具乾燥・消毒サービス事業・・・長寿支援課

65 歳以上の在宅のねたきり老人等の衛生を保持するため、寝具の乾燥・消毒サービスが月一回（寝具4枚まで）無料で行われています。ただし、所得制限があります。

◆ 家族介護慰労事業・・・長寿支援課

介護保険法に規定する要介護認定において要介護 4・5 と判定された町民税非課税世帯の高齢者を過去 1 年間介護サービス（年間 1 週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けずに在宅で介護している家族。

慰労金の額・・年額 10 万円

◆ ひとり暮らし老人交流会事業・・・社会福祉協議会

毎月 65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、参加者同士やボランティアとの交流を深めるとともに、健康保持と積極的な社会参加を図るため、スポーツ、レクリエーション、会食等のふれあい交流事業が行われています。

利用料・・参加費 1 回/月 300 円

※令和 6 年 5 月現在、会食は無しで、午前のみの開催となっております。

◆ 配食サービス事業・・・社会福祉協議会

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方に対して、昼時に給食業者が調理した栄養バランスのとれた食事の配達と安否確認が行われています。ただし、食材料費の実費負担が必要です。

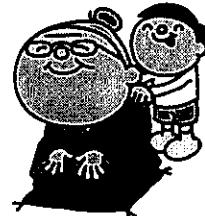
利用料・・・1食 500円

◆ 敬老金の支給・・・長寿支援課

長寿を祝って、毎年9月に敬老金が支給されます。

支給額

満85歳	5,000円
満88歳	10,000円
満95歳	20,000円
満100歳以上	30,000円



◆ シルバー優待証明カードの発行・・・長寿支援課

65歳以上の高齢者に、名古屋港水族館、ポートビル、南極観測船ふじ等の施設が無料(水族館は一部有料)で見学できる証明カードが希望者に発行されます。

申請に必要なもの

- 上半身の写真(縦3cm×横2.5cm)
- 本人確認ができる書類(運転免許証、保険証等)

◆ 老人クラブの育成・・・大治町・社会福祉協議会

老後の生活を明るく豊かにするため、地域を単位に老人クラブが現在17団体結成されています。

会員はおおむね60歳以上の方で、教養の向上、健康の増進、社会奉仕、リクリエーション、地域での交流などの活動が行われています。

また、老人クラブ連合会では、各団体及び関係機関との連絡調整を図りながら、いきいき講座、ニュースポーツ大会、芸能祭、研修旅行などが実施されています。

◆ 高齢者見守りラベル・シール交付事業・・・長寿支援課

町内に住所を有する在宅の認知症若しくは若年性認知症またはその疑いにより徘徊の恐れのある方を対象に見守りラベル・シールを交付します。

行方不明になった際、衣類や持ち物に貼られたラベル・シールの二次元コードが読み取られると、あらかじめ登録された家族等へ瞬時にメールが送信され、そのメールから発見者とインターネット上の伝言板を通して情報交換することができ、引き渡しまでの迅速に行うことができます。

交付物

耐洗ラベル40枚・蓄光シール10枚

費用

無料（ただし追加交付を希望される場合は実費負担が必要）

◆ シルバー人材センター 電話 443-1680

シルバー人材センターでは、豊かな経験や技能を生かして働きたいという高齢者に、民間事業者や一般家庭から高齢者向きの仕事を引き受け、本人の希望と能力に応じた仕事が提供されています。



会員になるには、60歳以上で、働く意欲のある健康な方

入会説明会・・・毎月第2・4水曜日 午前10時

主な作業内容・・・庭木の剪定、空地の草取り、アパートの清掃、家事手伝い（掃除）、スーパーのカート整理、内職作業等

◆ 在宅介護支援センター・・・安藤医院内

在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者を抱える家族等に対し、在宅介護に関するさまざまな相談に応じるとともに、ニーズにあった各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整が図られています。

また公的保健・福祉サービスの利用申請手続きの受付代行も行われます。

（お問合せ先）

大治町在宅介護支援センター（安藤医院内）

電話 441-5155（直通）（24時間電話受付）

◆ 地域包括支援センター [地域包括ケアシステムを総合的に担う拠点]

・・・社会福祉協議会

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けることができるよう、地域の高齢者的心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援について社会福祉士、主任介護支援専門員、経験のある看護師、が対応します。

また、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族を支援する相談業務や早期発見・早期対応、予防対策等を行います。

[主な業務]

- ① 介護予防ケアマネジメント
- ② 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 虐待防止や早期発見などの権利擁護事業
- ④ 支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援
- ⑤ 認知症施策の推進業務



(お問合せ先)

大治町地域包括支援センター（社会福祉協議会内）

電話 442-0857

月～金（土日祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

◆ 海部医療圏在宅医療・介護連携推進事業

医療や介護が必要になっても、可能な限り人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、限られた医療、介護資源を広域的かつ効率的に活用するために、海部医療圏7市町村（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）が共同でセンターを運営しており、関係する医療機関、介護事業所、行政機関等と連携を図り、適切な在宅医療・介護の情報を提供します。

(お問合せ先)

海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター（あまさぽ）

津島市神守町字五反田2番地（津島市役所神守支所内）

電話 0567-58-5989（午前8時30分～午後5時15分）